

平成二十二年九月十四日（火曜日）

出席委員（十二名）

委員長	奈良岡	文	英		
副委員長	工藤	健	一		
委員	清水	孝	夫	鶴賀谷	貴
	小野		稔	藤林	公正
	相馬	勝	治	平田	博幸
	佐々木	政	美	横山	憲一
	横山	哲	英	浅利	直志

欠席委員（二名）

	吉村	忠	男	野呂	日出男
--	----	---	---	----	-----

説明のため出席した者

町長部局

町	長	小田桐	智	高								
副	町	長	浅利	一								
総務課長	選管事務局長	併任	三上	治								
財	政	課	長	新谷	義昭							
税	務	課	長	泉田	裕明							
企	画	課	長	能登谷	英彦							
住	民	課	長	浅利	勇蔵							
福	祉	課	長	五十嵐	晋							
農政課長	農委事務局	併任	小杉	利彦								
建	設	課	長	対馬	猛清							
上	下	水	道	課	長	三浦	郁雄					
会	計	管	理	者	会	計	課	長	兼	務	齋藤	美津昭
常	盤	支	所	長	笹森	末八						
監	査	委	員	神	忠勝							
選	管	委	員	長	小田桐	旭雄						
教	育	委	員	長	鳴海	諄						

教 育 長  
学 務 課 長  
生涯学習課長  
常盤文化会館長  
学校給食センター所長  
農 委 会 長

館 山 新 一  
加 福 哲 三  
福 井 勝 彦  
根 岸 鉄 二  
對 馬 一 孝  
工 藤 勲

事務局職員出席者

事 務 局 長  
補 佐

奈良岡 信 彦  
佐々木 克 治

審 査 日 程

- 議案第五十号 平成二十一年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求め  
るの件
- 議案第五十一号 平成二十一年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計  
歳入歳出決算の認定を求めの件
- 議案第五十二号 平成二十一年度藤崎町老人保健特別会計歳入歳出決算の認  
定を求めの件
- 議案第五十三号 平成二十一年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決  
算の認定を求めの件
- 議案第五十四号 平成二十一年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入  
歳出決算の認定を求めの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

○委員長（奈良岡文英君）

おはようございます。

開会前に、報告事項がありますので、事務局から報告させます。

○事務局長（奈良岡信彦君）

おはようございます。

本日、六番吉村忠男委員から、入院加療中のため、また十四番野呂日出男委員から、通院のため、欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○委員長（奈良岡文英君）

ただいまの出席委員数は十二名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

当特別委員会に付託された案件は、議案第五十号平成二十一年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から、議案第五十七号平成二十一年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件までの八件でございます。

議案の説明等のため、理事者及び説明員の出席を求めました。

初日の本日は、議案第五十号平成二十一年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から、議案第五十四号平成二十一年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件までを審査いたします。

二日目は、議案第五十五号平成二十一年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件のほか二件を審査する予定であります。

なお、詳しい審査日程については、お手元に配付しております日程表によりご了承願います。

また、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、審査日程に従い、議案第五十号平成二十一年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（齋藤美津昭君）

それでは、議案第五十号平成二十一年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、私から一括して、その概要をご説明申し上げますので、恐れ入りますが、お手元に平成二十一年度藤崎町決算書のご用意をお願いいたします。

なお、説明は、ページ、款、項、目、節により、そして歳入は、収入済額、歳出は、支出済額により申し上げます。

また、備考及び、四百十六ページからの決算説明資料につきましてもあわせてご参照願います。

それでは、十九ページをお開き願います。

平成二十一年度の決算は、歳入の収入済額が九十一億七千六百四十七万六千六百三十五円、歳出の支出済額は九十億四千七百七十四万二千五百五十六円となり、歳入から歳出を差し引いた剰余金は一億二千八百七十三万三千五百七十九円となったものであります。また、翌年度へ繰り越すべき継続費逓次繰越額六十五万五千五十円と、繰越明許費繰越額七十七万四千円を除き、財政調整基金へ一億円、減債基金へ五百万円を繰り入れした残りの二千二百三十万四千五百二十九円を翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、歳入歳出の詳細につきましては、決算事項別明細書により、その主なものをご説明いたしますので、恐れ入りますが、二十四、二十五ページをお開き願います。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。

一款町税は調定額十二億一千四百四十三万六千六百十二円に対し、収入済額は十億八千六百九十七万六千二百六十八円となり、収納率は八九・五%、歳入に占める割合は一一・八%となったものであります。また、前年度比は三千二百九十九万五千二百十二円減のマイナス二・九五%となりました。

一項町民税は収入済額が四億四千二百八十六万四千四百九十三円となり、前年度比は六百三十万三千四百五十円減のマイナスイ・四〇%となりました。

続きまして、二項固定資産税は収入済額が五億一千百二十四万八千六百六十円となり、前年度比は一千八百四十一万五千九百五十円減のマイナス三・四八%となりました。

続きまして、三項軽自動車税は収入済額が三千四百九十九万三千九百円となり、前年度比は八十一万五千八百円増のプラス二・三九%となりました。

続きまして、四項町たばこ税は収入済額が九千七百八十六万九千七百十五円となり、前年度比は九百九万一千六百十二円減のマイナス八・五〇%となったものであります。

続きまして、二款地方譲与税の収入済額は八千四百五十四万一千二百十五円であり、収入に占める割合は〇・九二%となったものであります。また、前年度比は五百七十五万八千七百八十五円減のマイナス六・三八%となりました。

次に、二十六、二十七ページをお開き願います。

三款利子割交付金の収入済額は三百八十八万五千円であり、歳入に占める割合は〇・〇四%となったものであります。また、前年度比は四十六万八千円減のマイナス〇・七五%となりました。

続きまして、四款配当割交付金の収入済額は六十四万六千円であり、歳入に占める割合は〇・〇〇七%となったものであります。また、前年度比は十七万四千円減のマイナス二・二二%となりました。

続きまして、五款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は二十八万五千円であり、歳入に占める割合は〇・〇〇三%となったものであります。また、前年度比は六万八千円増のプラス三・三四%となりました。

続きまして、六款地方消費税交付金の収入済額は一億四千百七十六万三千円であり、歳入に占める割合は一・五四%となったものであります。また、前年度比は三百八十五万七千円増のプラス二・八%となりました。

続きまして、七款自動車取得税交付金の収入済額は二千百九十五万二千円であり、歳入に占める割合は〇・二三%となったものであります。また、前年度比は七百七十一万二千円減のマイナス二六・〇%となりました。

続きまして、八款地方特例交付金の収入済額は一千六百四万三千円であり、歳入に占める割合は〇・一七%となったものであります。また、前年度比は百九十一万七千円減のマイナス〇・六七%となりました。

次に、二十八、二十九ページをお開き願います。

九款地方交付税の収入済額は普通交付税が三十億七千四百五十八万円、特別交付税が二億五百八十三万円の三十二億八千四十一万円となり、歳入に占める割合は三五・七四%となったものであります。また、前年度比は一億一千七百三十五万七千円減のマイナス三・四五%となりました。

続きまして、十款交通安全対策特別交付金の収入済額は二百五十四万八千円であり、歳入に占める割合は〇・〇二%となったものであります。また、前年度比は二十三万円減のマイナス八・二八%となりました。

続きまして、十一款分担金及び負担金は調定額一億五千三百三十五万一千五百八十七円に対し、収入済額は一億四千七百九万三千九百四十七円となり、収納率は九五・九%、歳入に占める割合は一・六%となったものであります。また、前年度比は四千七百九十六万三百十六円増のプラス四八・三八%となりました。

次に、三十、三十一ページをお開き願います。

十二款使用料及び手数料は、調定額六千九百九十三万九百二十九円に対し、収入済額は六千七百七十四万一千四百五十九円となり、収納率は八八・二%、歳入に占める割合は〇・六七%となったものであります。また、前年度比は百七万三千三百七十三円減のマイナス一・七一%となりました。

次に、三十二、三十三ページをお開き願います。

十三款国庫支出金は収入済額が十五億七千六百四十四万五千五百八十六円となり、歳入に占める割合は一七・一七%となったものであります。また、前年度比は十億八千三百五十万七千三百九十五円増のプラス二一九・八一%となりました。一項国庫負担金一目民生費国庫負担金の収入済額は三億二千七百四十四万七千八百四十一円は、介護訓練等給付費負担金及び保育所運営費などの一節障害者福祉費負担金及び三節児童福祉費負担金が主なものであります。

次に、三十四、三十五ページをお開き願います。

二項国庫補助金一目民生費国庫補助金の収入済額四千六十八万五千円は、四節地域介護福祉空間整備等施設整備交付金が主なものであります。続きまして、二目土木費国庫補助金の収入済額八千四百八十六万円は、地域活力基盤創造交付金及び地方道事業費補助金であります。続きまして、三目教育費国庫補助金の収入済額三億三千八百三十一万九千円は、四節小学校建設費補助金及び五節給食センター建設費補助金が主なものであります。続きまして、四目総務費国庫補助金の収入済額七億七千三百六万二千四百二十六円は、低額給付金給付事業費補助金及び地域活性化生活対策臨時交付金が主なものであります。

次に、三十六、三十七ページをお開き願います。

十四款県支出金は、収入済額が四億八千八百九十九万六千四百四十二円となり、歳入に占める割合は五・三%となったものであります。また、前年度比は二千二十六万四千十三円増のプラス四・三二%となりました。

一項県負担金一目民生費県負担金は、収入済額が二億五千二十六万一千九百十五円となり、二節障害者福祉費負担金、三節国民健康保険整備費負担金及び五節児童福祉費負担金が主なものであります。

続きまして、二項県補助金一目総務費県補助金の収入済額一億一千七百九十六万八千円は、合併支援特別交付金及び緊急雇用創出事業費補助金であります。

次に、三十八、三十九ページをお開き願います。

二目民生費県補助金の収入済額三千二百七十九万二千九百十七円は、重度心身障害者医療費補助金や保育対策等促進事業費補助金などの四節重度心身障害者補助金及び五節児童福祉費補助金が主なものであります。続きまして、三目

衛生費県補助金の収入済額一千三百七十四万二千四百四十一円は、乳幼児はつらつ育成事業費補助金などであります。続きまして、四目農林水産業費県補助金の収入済額八百五十万一千二百八十七円は、農業委員会交付金野菜等生産力強化対策事業費補助金及び冬の農業省エネ施設等整備事業費補助金が主なものであります。

次に、四十、四十一ページをお開き願います。

十五款財産収入は、収入済額が一千十九万二千五百五十八円となり、歳入に占める割合は〇・一一％となったものであります。また、前年度比は二百九万九千三百九十一円増のプラス二五・九四％となりました。

次に、四十二、四十三ページをお開き願います。

十六款寄附金は、収入済額が二十五万一千九百八十五円となり、歳入に占める割合は〇・〇〇三％となったものであります。また、前年度比は、百十七万五千百円減のマイナス八二・三四％となりました。

続きまして、十七款繰入金は、収入済額が七千九百九十四万九千六百五十五円となり、歳入に占める割合は〇・七八％となったものであります。また、前年度比は一億四千九百五十一万五千九百六円減のマイナス六七・五一％となりました。

次に、四十四、四十五ページをお開き願います。

十八款繰越金は、収入済額が八千八十五万九千二円となり、歳入に占める割合は〇・八八％となったものであります。また、前年度比は五千七百二十六万四千百五十六円増のプラス二四二・七％となりました。

続きまして、十九款諸収入は、収入済額が一億六千四百三十九万六千三百十八円となり、歳入に占める割合は一・七九％となったものであります。また、前年度比は七千三百三十二万九千五百二十六円減のマイナス三〇・八五％となりました。

三項貸付金元利収入一目地域総合整備資金貸付金元利収入の収入済額は六千五百五十三万六千円となりました。

次に、四十六、四十七ページをお開き願います。

五項雑入三目雑入、収入済額八千五百七十九万七千六百七十二円は、競輪交付金、市町村振興自治宝くじ交付金及び原子燃料サイクル事業推進特別対策事業補助金などの一節競輪交付金及び三節雑入が主なものであります。なお、三節雑入備考欄のその他雑入八百五万五千四百九十円の詳細については、別に配付しております平成二十一年度雑入予備費充用に関する資料をご参照願います。

続きまして、二十款町債は、収入済額が十九億三千五百五十万円となり、歳入に占める割合は二一・〇九%となったものであります。また、前年度比は八億三千三百八十万円増のプラス七五・六八%となりました。

一項町債一目総務債、収入済額二億五千五百三十万円は、まちづくり振興基金造成事業の一節合併特例事業債が主なものであります。

次に、四十八、四十九ページをお開き願います。

二目衛生債、収入済額九千五十万円は藤崎診療所大規模改修事業の二節合併特例事業債が主なものであります。続きまして、三目農林水産業債、収入済額二千七百九十万円は、農道保全対策事業及び県営中豊田地区ふるさと農道緊急整備事業の一節農業農村整備事業債及び二節地方道路等整備事業債であります。続きまして、四目土木債、収入済額五千百九十万円は、町道整備事業及び柏木堰地区消融雪溝整備事業などの一節町道整備事業債及び二節合併特例事業債が主なものであります。続きまして、五目教育債、収入済額九億五千六百九十万円は、学校給食施設整備事業及び藤崎小学校改築事業の一節合併特例事業債が主なものであります。続きまして、六目退職手当債は、収入済額が一億五千万円であり、七目臨時財政対策債は収入済額が四億三百万円となったものであります。

以上、歳入の収入済額合計は九十一億七千六百四十七万六千百三十五円となり、前年度比は十六億五千七百十一万一千五百七十九円増のプラス二二・〇四%となったものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げますので、五十四、五十五ページをお開き願います。

一款議会費の支出済額九千六百十萬九千五百円は、議員報酬などの経常経費が主なもので、歳出に占める割合は一・〇六%となったものであります。また、前年度比は二十二万二千八百八十九円減のマイナス〇・二三%となりました。

続いて、二款総務費の支出済額は二十一億八千九百七十五万七千五百三十八円で、歳出に占める割合は二四・二〇%となったものであります。また、前年度比は、八億二千九百三十五万一千五百十六円増のプラス六〇・九六%となりました。

次に、五十六、五十七ページをお開き願います。

一項総務管理費一目一般管理費の支出済額六億一千七百五十八万一千百十三円は、二節給料、三節職員手当等及び十九節負担金補助及び交付金が主なもので、一般職員の人件費や職員退職手当組合負担金などであります。



次に、六十、六十一ページをお開き願います。

二目財政管理費、支出済額三億八千七百五十一万八千六百七十七円は、財政調整基金やまちづくり振興基金などへの二十五節積立金が主なものであります。続いて、四目財産管理費、支出済額六千五百五十八万八千五百二十四円は、十一節需用費及び十三節委託料が主なもので、役場庁舎の光熱水費や清掃業務委託料などの公有財産管理費であります。

次に、六十四、六十五ページをお開き願います。

五目企画費、支出済額二千五百七十八万五千五百六十一円は、十三節委託料及び十九節負担金補助及び交付金が主なもので、土地利用計画見直し業務委託料や津軽広域連合総務費負担金、まつり実行委員会補助金などであります。

次に、六十六、六十七ページをお開き願います。

八目電子計算費、支出済額四千四万四千三百六十六円は、十三節委託料が主なもので、総合行政システム保守業務委託料や電算システムネットワーク保守業務委託料などあります。

続きまして、六十八、六十九ページをお開き願います。

十目支所費、支出済額六千七百三十三万二千九百八円は、二節給料及び三節職員手当等などの一般職員の人件費が主なものであります。

次に、七十、七十一ページをお開き願います。

十二目地域活性化生活対策費、支出済額二億二百五十万二千三百八十円は、十三節委託料及び十五節工事請負費が主なもので、電算システム再構築業務委託料や防災公園整備工事費などあります。

次に、七十二、七十三ページをお開き願います。

十三目定額給付金給付事業費、支出済額二億五千七百九十万二千四百二十六円は、定額給付金の給付及び事務にかかわるものであります。

次に、七十四、七十五ページをお開き願います。

十四目地域活性化経済危機対策臨時交付金事業費、支出済額三億二千三百八十三万七千六百六十一円は、十三節委託料及び十五節工事請負費が主なもので、電算システム再構築業務委託料や文化センター大規模改修工事費などあります。

次に、七十六、七十七ページをお開き願います。

二項徴税費一目税務総務費、支出済額一億九百八十七万六千五百十一円は、二節給料、三節職員手当等及び十三節委託料が主なもので、一般職員の人件費や固定資産地番図加除修正画地見直し業務委託料などあります。

次に、八十、八十一ページをお開き願います。

三項戸籍住民登録費一目戸籍住民登録費、支出済額四千七百七十九万六千八百七十二円は、二節給料、三節職員手当等及び十三節委託料が主なもので、一般職員の人件費や戸籍総合システム保守業務委託料などです。

次に、八十二、八十三ページをお開き願います。

四項選挙費一目選挙管理費、支出済額三百十九万四千九百四十四円は、投票人名簿システム構築業務委託料などの十三節委託料が主なものです。続きまして四目衆議院議員選挙費、支出済額八百四十八万三千九百九十八円は、衆議院選挙のために三節職員手当等及び七節賃金が主なものです。

次に、八十六、八十七ページをお開き願います。

三款民生費の支出済額は、十七億三千百八十二万八千二百六十一円で、歳出に占める割合は一九・一四%となったものです。また、前年度比は一千七百八十六万八千八百五十五円増のプラス一・〇四%となりました。

一項社会福祉費一目社会福祉総務費、支出済額一億四千九百五十八万二千三十七円は、二節給料及び十九節負担金補助及び交付金が主なもので、一般職員の人件費やグループホームのスプリンクラー設置のための地域介護福祉空間整備等施設整備交付金などです。

次に、九十、九十一ページをお開き願います。

三目老人福祉費、支出済額二千三百十一万四千百十五円は、十三節委託料及び二十節扶助費が主なものであり、高齢者が地域で安心して暮らすための生活支援事業費や施設入所者への措置費、在宅介護支援センター運営事業委託料などです。

次に、九十二、九十三ページをお開き願います。

四目障害者福祉費、支出済額二億一千八百四十四万八千五百七円は、十三節委託料及び二十節扶助費が主なものであり、地域生活支援事業委託料や介護訓練等給付費などです。

次に、九十四、九十五ページをお開き願います。

八目国民健康保険整備費、支出済額一億三千九百六十五万三千六百九十三円は、保険基盤安定繰出金及び職員給与費等繰出金などで、二十八節繰出金であります。

次に、九十六、九十七ページをお開き願います。

九目介護保険整備費、支出済額二億五千七百三十二万五千三百九十二円は、現年度分介護給付費繰出金及び職員給与費等繰出金の二十八節繰出金でありま

す。

続きまして、十目後期高齢者医療整備費、支出済額二億二百三十六万四百十二円は、療養給付費繰出金及び保険基盤安定繰出金などの二十八節繰出金であります。

次に、九十八、九十九ページをお開き願います。

二項児童福祉費二目児童措置費、支出済額六億四千二百四十三万九千三百九円は、保育所の事業委託料や運営費などで、十三節委託料及び二十節扶助費が主なものであります。

次に、百、百一ページをお開き願います。

四款衛生費の支出済額は、四億八千八十一万三千九百十一円で、歳出に占める割合は五・三一%となったものであります。また、前年度費は四千二百万三千一円減のマイナス八・〇三%となりました。

一項保健衛生費一目保健衛生総務費、支出済額一億三千六百三十三万七千二百四十二円は、二節給料、十三節委託料及び十五節工事請負費が主なもので、安全な妊娠、出産、育児の保健指導や、健康診査のための一般職員の人件費や妊婦健診業務委託料、藤崎診療所大規模改修工事費などであります。

次に、百四、百五ページをお開き願います。

三目予防費、支出済額七千七百八十九万四千四百五円は、十三節委託料及び十九節負担金補助及び交付金が主なもので、医療個別検診委託料などの各種検診委託料や新型インフルエンザ負担軽減事業費補助金などであります。

次に、百六、百七ページをお開き願います。

五目乳幼児医療費給付費、支出済額一千五百五十二万七千三百七十一円は、乳幼児の医療費助成に係るもので、二十節扶助費が主なものであります。

次に、百十、百十一ページをお開き願います。

二項清掃費一目清掃総務費、支出済額一億八千六百五十三万八千九百六十七円は、十三節委託料及び十九節負担金補助及び交付金が主なもので、ごみ収集運搬業務委託料や一部事務組合の負担金などあります。

次に、百十二、百十三ページをお開き願います。

五款労働費、支出済額三万三千四百五十円は、出稼ぎ者の事故防止や安全就労のための健康診断料で、前年度比は七万三千五百九十円減のマイナス六八・七五%となったものであります。

続きまして、六款農林水産業費の支出済額は、四億二千二百五十六万六千二百四十八円で、歳出に占める割合は四・六七%となったものであります。また、

前年度比は五千三百六十三万三百四十三円減のマイナス一・二六%となりました。

一項農業費一目農業委員会費、支出済額二千四百四万九百十九円は、二節給料及び三節職員手当等が主なもので、一般職員の人件費や通常総会の費用などの經常経費であります。

次に、百十四、百十五ページをお開き願います。

二目農業総務費、支出済額六千八百八十六万九千八十四円は、一般職員の人件費などで、二節給料及び三節職員手当等が主なものであります。

次に、百十六、百十七ページをお開き願います。

三目農業振興費、支出済額一千四百五十八万一千百九十八円は、十九節負担金補助及び交付金が主なもので、気象災害等に備える自助体制要請のためのりんご経営安定対策事業費補助金や野菜の施設栽培による所得向上のための冬の農業省エネ施設等整備事業費補助金などであります。

次に、百十八、百十九ページをお開き願います。

五目農地費、支出済額七千八百四十三万八千三百五十円は、十九節負担金補助及び交付金が主なもので、国営浅瀬石川土地改良事業費負担金や農地・水・環境保全向上対策交付金などであります。

次に、百二十、百二十一ページをお開き願います。

六目農業集落排水事業費、支出済額一億九千四百二十四万円は、農業集落排水事業会計への補助金及び出資金であります。

次に、百二十二、百二十三ページをお開き願います。

七款商工費の支出済額は一千八百八十八万四千八百九十二円で、歳出に占める割合は〇・一三%となったものであります。また、前年度比は百十九万九千二百七十四円増のプラス一・二二%となりました。一項商工費二目商工振興費、支出済額一千六十二万九千百十六円は、町商工会補助金や小口資金特別保証制度保証料補助金などの十九節負担金補助及び交付金が主なものであります。

次に、百二十四、百二十五ページをお開き願います。

八款土木費の支出済額は五億一千三百六十六万八千六百三十七円で、歳出に占める割合は五・六八%となったものであります。また、前年度比は一億一千二百万三千五百三十五円増のプラス二七・八八%となりました。一項土木管理費一目土木総務費、支出済額八千九百九十七万三千四百五円は、二節給料及び三節職員手当等が主なもので、一般職員の人件費などであります。

次に、百二十六、百二十七ページをお開き願います。

二項道路橋梁費一目道路維持費、支出済額三千四百六十二万八千三十七円は、十三節委託料及び十五節工事請負費が主なもので、防雪柵設置等委託料や町道等整備費などであります。

次に、百二十八、百二十九ページをお開き願います。

二目道路新設改良費、支出済額一億五千二百九十二万八千六百二十六円は、二節給料、三節職員手当等及び十五節工事請負費が主なもので、一般職員の人件費や北亀田、西亀田線ほか、凍雪害防止工事費などあります。

次に、百三十二、百三十三ページをお開き願います。

三項都市計画費二目下水道事業費、支出済額一億八千五十四万九千円は、十九節負担金補助及び交付金及び二十四節投資及び出資金で、下水道事業会計への補助金と出資金であります。

次に、百三十四、百三十五ページをお開き願います。

九款消防費の支出済額は、二億四千二百八十九万三千四百六十五円で、歳出に占める割合は二・六八％となったものであります。また、前年度比は五百四十一万八千七百五十七円減のマイナス二・一八％となりました。一項消防費一日常備消防費、支出済額二億一千百八十四万四千円は、十九節負担金補助及び交付金は、弘前地区消防事務組合負担金であります。続いて、二目非常備消防費、支出済額三千二十九万六千六百六十八円は、一節報酬、九節旅費及び十九節負担金補助及び交付金が主なもので、消防団員活動費用や縣市町村総合事務組合負担金などあります。

次に、百三十六、百三十七ページをお開き願います。

十款教育費の支出済額は十九億八千二百三十三万一千三百九十六円で、歳出に占める割合は二一・九一％となったものであります。また、前年度比は七億二千八百七十二万二千五百三十三円増のプラス五八・一三％となりました。一項教育総務費二目事務局費、支出済額一億三千九百四十万二千五百六十二円は、二節給料、十八節備品購入費及び十九節負担金補助及び交付金が主なもので、一般職員の人件費やスクールバス購入費、小中学校各種県大会等出場費補助金などあります。

次に、百四十、百四十一ページをお開き願います。

三目給食センター建設費、支出済額三億六千四百八十八万六千五百円は、十五節工事請負費が主なものであります。

次に、百四十二、百四十三ページをお開き願います。

四目給食センター費、支出済額一億一千六百四十七万八千円は、一般職員の

人件費や給食賄い材料費などで、二節給料、三節職員手当等及び十一節需要費が主なものであります。

次に、百四十四、百四十五ページをお開き願います。

二項小学校費一目藤崎小学校費、支出済額二千九百四十五万二千二百三十一円は、一般職員の人件費や光熱水費などの二節給料、三節職員手当等及び十一節需要費が主なものであります。

次に、百四十六、百四十七ページをお開き願います。

二目藤崎中央小学校費、支出済額七千三百二十四万五千九百九十二円は、二節給料、十一節需用費及び十五節工事請負費が主なもので、一般職員の人件費や燃料費、グラウンド緑化工事費などでありまして。

次に、百五十、百五十一ページをお開き願います。

三目常盤小学校費、支出済額二千八百十六万七千三百四十四円は、十一節需用費及び十五節工事請負費が主なもので、光熱水費や体育館屋根ふき替え工事費などでありまして。

次に、百五十二、百五十三ページをお開き願います。

四目藤崎小学校建設費、支出済額八億九千五百四十三万三千五百十七円は、十五節工事請負費及び十八節備品購入費が主なもので、校舎改築工事外費や備品購入費などでありまして。

次に、百五十四、百五十五ページをお開き願います。

三項中学校費一目藤崎中学校費、支出済額四千八百八十五万四千四百六十二円は、一般職員の人件費や光熱水費、丸柱補修工事費などでありまして。

次に、百五十六、百五十七ページをお開き願います。

二目明德中学校費、支出済額二千八百八十九万八千三百三十二円は、二節給料、十一節需用費及び十五節工事請負費が主なもので、一般職員の人件費や光熱水費、グラウンド暗渠排水工事費などでありまして。

次に、百五十八、百五十九ページをお開き願います。

四項社会教育費一目社会教育総務費、支出済額一億六千八百八十三万二千八十八円は、二節給料、三節職員手当等及び十五節工事請負費が主なもので、一般職員の人件費や年縄伝承館新築工事費などでありまして。

次に、百六十二、百六十三ページをお開き願います。

二目公民館費、支出済額百六十五万九千七百八十三円は、八節報償費及び十九節負担金補助及び交付金が主なもので、ながしこ合同運行奨励金や成人式実行委員会補助金などでありまして。続いて、三目図書館費、支出済額五百五十四

万五千七百四円は、七節賃金及び十三節委託料が主なもので、嘱託員賃金やコンピュータ機器保守管理業務委託料などであります。

次に、百六十四、百六十五ページをお開き願います。

四目保健体育費、支出済額三千五百七十七万二千四百四十八円は、十一節需用費及び十九節負担金補助及び交付金が主なもので、体育施設の維持管理費や町体育協会補助金などであります。

次に、百六十八、百六十九ページをお開き願います。

五目文化センター管理運営費、支出済額三千七百二十三万四千四百八十円は、十一節需用費及び十三節委託料が主なもので、施設の維持管理費や自主事業業務委託料などあります。

次に、百七十、百七十一ページをお開き願います。

六目ふれあいずーむ館管理運営費、支出済額一千六百六万二千九十円及び七目常盤生涯学習文化会館管理運営費、支出済額七百四十二万二千四百九十七円並びに八目常盤ふるさと資料館管理運営費、支出済額五百二十三万九千七百八十七円は、施設の維持管理のための十一節需用費及び十三節委託料が主なものであります。

次に、百七十四、百七十五ページをお開き願います。

十二款公債費の支出済額は十三億七千五百八十五万五千二百五十八円で、歳出に占める割合は一五・二〇%となったものであります。また、前年度比は一億二千百四十四万三百四十九円増のプラス九・六八%となりました。

一項公債費一目元金、支出済額十一億七千六百五十四万三千六百五十五円は、財務省、青森銀行及び郵便貯金簡易生命保険管理機構への償還金であります。続いて、二目利子、支出済額一億九千九百三十一万一千六百三円は、財務省等への利払いであります。

次に、百七十六、百七十七ページをお開き願います。

十三款予備費は、予備費支出及び流用増減欄のマイナス一千五百八十七万三千三百二十二円であります。なお、備考に記載しております充用の内容は、別に配付してございます平成二十一年度雑入予備費充用に関する資料をご参照願います。

以上で、歳出の支出済額合計は九十億四千七百七十四万二千五百五十六円となったものであります。また、前年度比は十七億九百二十三万七千二円増のプラス二三・二九%となりました。

以上、平成二十一年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求める件の概要

であります。

なお、委員からのご質問に対しましては、担当部署よりお答えいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（奈良岡文英君）

決算の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑願います。これから歳入歳出全般について質疑を行います。質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は九十七ページの学童保育のところでございます。

九十七ページの賃金というふうに、児童福祉総務費の賃金というところに、嘱託員賃金一千二百五万円ほど計上されているわけですがけれども、現在、何人分の、ちょっと多少異動はあったんでしょうけれども、平成二十一年度における学童保育の現状について、嘱託員といますか、指導員の現状、配置状況も含めてお知らせ願いたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

学童保育の指導員の賃金でございますけれども、学童保育の指導員につきましては、年度当初でいわゆる二十一人配置してございます。その後、藤小、それから中央小の方が新規に開設ということになりまして、統合された経緯もございまして、現在でも十五名配置してございます。十五名のうち、さらに今年度におきましては、特別な事情があるということで、さらに増員を予定はしてございますけれども、平成二十一年度ベースでは、最終的に十五人の指導員を配置してございます。

以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに。工藤委員

○工藤健一委員

ページ数、百二十五ページの商工会補助金の関連についてちょっとお聞きしたいんですけれども、商工会の補助金を町から商工会としていただいておりますけれども、この補助金の中で、藤崎町の商工会では、この夏まつりに対して補助金をいただいていると思うんですけれども、その中で、ねぷたまつりなん



かのいろいろな補助金やら、いろいろな事業やら行っているんですけども、私、常盤と合併して以来五年になるんですけども、常盤の夏まつりのねぷたの合同運行に対してちょっと聞きたいんですけども、藤崎町町長として、常盤地区のねぷたの合同運行に対して、町長は金一封を出しておりますね。それはどの項目から出しているんですか。ちょっとお聞きしたいんですけども。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

これは旧常盤村から出してございまして、町長の交際費から出してございます。

○委員長（奈良岡文英君）

工藤委員。

○工藤健一委員

町長の交際費ということですけども、私の考えとしては、町長の交際費というのはそういうものに使うものではないと思うんですけども、どうですか。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

これについては、一台当たり三千円出してございます。町長の交際費ですので、厳正に執行したいと考えております。

○委員長（奈良岡文英君）

工藤委員。

○工藤健一委員

そうすればですね、常盤地区のねぷたの合同運行には支出してはいますが、藤崎地区の合同運行には支出ないですよ。それは矛盾しているんじゃないですかね。

○委員長（奈良岡文英君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

ねぷたの合同運行に関しましては、商工会の事業ということですので、その主催者たる商工会での考え方だと思います。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

工藤委員。

○工藤健一委員

主催者の考え方と言いますけれども、商工会とせば、町と藤崎地区の方は商工会の補助金の方からいろいろな合同運行の補助金、それから奨励金やら出しているんですけども、その中から藤崎町で出していると。常盤地区の合同運行に対しても、この補助金の中から出していると。そうすれば、町からダブるんでないですかね、常盤地区は。そうでないですか、私はそう思うんですけども。どうですか。

○委員長（奈良岡文英君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

この夏まつりの奨励金、あるいは補助金をめぐっての解釈と、実際のその運用の仕方、あるいはまた、財政の運用の仕方、同じ事業、ねぷたまつりという祭りに対しての財政措置のあり方で、差異があるようであります。これは現状であります。ご指摘の点については、実際私もねぷたを運行する方々に商工会の会長、このねぷたまつりの運行の責任者である実行委員の責任者である商工会の会長さん方と一緒にこの奨励金、あるいはまた社協の方や一般の法人の方もあわせて奨励金やそういう臨時の奨励金のたぐいをお渡ししているわけありますけれども、町の財政から歳出しているものに関しては、今までの藤崎町とそれから常盤の慣例上の差異がそのまま執行されているということで、ただいま工藤委員からもご指摘を受けまして、私もこれでは議員の皆さんに対しても、町民の皆さんに対しても不安を与えるといいますか、間違った印象を与えるようでありますので、この予算執行上、同じ事業に対しての補助金の執行、歳出について、少し整理して、重複しているような印象を与えないように、また、歳出の財源として、町長の交際費から執行させるのが妥当なのかどうかという点もあわせて整理しながら、来年度に向けて協議してまいりたいと、こう思う次第であります。

いずれにいたしましても、町の補助金、あるいは町長交際費等をそのねぷたまつりの奨励に対しての気持ちというものをあらわしているわけあります。活性化の一つの夏まつりの事業として行っているねぷたに対してのそういう報償、あるいは奨励に値する財源として好ましいといいますか、適切といいますか、これからは是正してまいりたいと、こう考えているところであります。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

清水委員。

○清水孝夫委員

六十五ページの企画費のまつり実行委員会補助金三百六十万円、この三百六十万円のうち、内訳として、いきいきまつりとふじフェスタの内訳と。

あともう一点、今年度三百三十万円でしたか、予算が。その前に私が一般質問したときに、実行委員会を解散したと。その後どうなったのかも全然何も情報もないんですけれども、今年はじゃあどういうふうに、また今までどおり二つに分けてやるのか、その経過、経緯をお知らせ願います。

○委員長（奈良岡文英君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

まず、決算の金額からお話いたします。

まつり実行委員会補助金三百六十万円、昨年いただきまして、決算としては、トータルで六百六十二万一千七百四十三円、このうち三百六十万円が町からの補助金と。そのうち、いきいきまつりの方には四百四十五万七千五百九十九円、それから文化部会ということで、文化の祭典の方に使ったのが五十二万二千九百二十八円、それから事務局の中のふじフェスタとして使ったのが四十万八千二百七十三円というふうな配分になってございます。あとまた、事務局はそのほかに百十五万四千七百二十一円を支出してございます。

今年度のことですが、昨日も総務常任委員会でご報告、口頭で申し上げましたんですけれども、八月三十日に、再度秋まつり実行委員会を立ち上げてございます。この中では、いきいき部会とそれから文化部会が中心になって、ことしも秋まつりを実行しようと、やろうということで決定してございます。その後、直ちに各部会でそれぞれ事業計画を、今現在話し合っている最中ですが、いきいき部会では八月三十一日、それから文化部会では九月十日に、話し合っ、決まったことはいきいき部会では、藤崎いきいきまつりを十一月二、三の日にちと。それから文化部会の方では、藤崎町秋まつり文化祭ということで、十一月十九、二十日に、それぞれ開くということが決まっていますけれども、内容等につきましては、これから詰める予定でございます。

以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

清水委員。

○清水孝夫委員

何かこう聞いていますと、非常に祭りをやる内容も決まっていなと。遅過ぎないですかね。やっぱり祭りというのはその終わった時点でまた反省会を含めて、来年またこういうふうな形、これはやめた方がいいとか、新たにこういうのもやった方がいいとかって、まず終わってすぐ反省会を兼ねて、そういう意見交換をして、早急に次の年の予算のこともあるから、あれですけども、ちょっと遅過ぎるような感じがしますけれども、何かこう仕方なくただやるみたいな、今もう九月ですよ。十一月二、三日ということで、あと二カ月もないですよ。何かちょっと遅過ぎるような感じがしますけれども、その辺、町長、どういう考えを持っていますか。

○委員長（奈良岡文英君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

かねてから、この祭り、決算書で六十五ページ、企画費負担金補助及び交付金のところのまつり実行委員会補助金と。これにかかわる祭りですね。いわゆる秋まつりと。今までの旧藤崎町、旧常盤村におけるそれぞれの一大イベントの祭り、それが合併してからの一体となった祭りをどうするかということ。当面旧町村の大きな祭りを引き継いでといたしますか、それを一体的にやったらどうしたらいいかという、協議もしながら、並行してやってきたと思いますね。それが実態だと思います。結果的には、こういう三百六十万円、前年度、前々年度に比べれば、少し財源はカットされているものの、結果としては町内外の多くの人たちを動員して、あるいはまた盛況に開催されてはきていたと思います。ただ、これは交付金事業で、主体が実行委員会という主体制を持った町民の方々の集まりで祭りを開催していただいているということで理解をしています。町は財政面と、それから事務的なスタッフですね。役場職員もかなり総動員をかけて協力体制を持って、責任を持ってバックアップ体制を組んでいると。祭りとしては、結構成功してきたのではないかなと、こう思います。

ただ、その事業をやる過程で、いろいろな例えば藤崎であればリンゴ、あるいは文化、文化協会、あるいは常盤はお米、ニンニク、その他の農作物等々、目玉がたくさんあります。そのたくさんある目玉を一日、二日、あるいはまた一週間というスパンの中で、一堂に開催するという点で、関係者が苦勞してきたと思うんです。その苦勞してきたのを一度整理したいということで、今年の割と年度の早い時期に、前実行委員の会長さんからご相談がありました。実行

委員会としてまとめていくのはなかなか難しいと。だけれども、事業はやりたいということでの相談でありました。町も財政面、あるいはまた事務局体制というもの、あるいはまた町民の方々が不得意なところといたしますか、そういうところを全面的にバックアップするから、何とか民間の新鮮な知恵とか、アイデアを出して、継続してほしいと、町長なりにご意見を申し上げさせてもらいながら、継続してもらおうようお話ししてまいりました。そうするうちに、前実行委員長、それから各部会の代表の方々が慎重に協議したようであります。その結果、いきいき部会と大きく商工会が中心となって、いきいき部会、それから文化部会という大きく分野に分かれているわけですがけれども、それが集合して、今年の事業はやっていくと。その部会部会で責任を持って担当してやっていくんだということで、これまた報告を受けました。

よって、体制の中身は若干変更あるようでありますけれど、予算執行は予定どおり、当初予算どおり、これが執行されるものというふうに考えております。いずれにいたしましても、実行委員の主体性のある祭りで、町民、あるいはまた内外の方々のたくさんの動員を得ながら、今年もこの祭りですね、秋まつりというものが実行されることを大いに期待しております。

したがって、ご懸念いただいている清水委員の実行委員会そのものの内部的な問題、それについては、ある程度今年やるに問題なくまとまっているようであるというふうに、私は解釈しています。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

清水委員。

○清水孝夫委員

私のアイデアですがけれども、今年十二月四日に新幹線開業ということで、やっぱりそういうのもわかっていたんですから、やっぱりそういうのに一本化するタイミング、こういうのをきっかけに、例えば十二月四日にその祭りも兼ねてやってしまうと。それがまず、これタイミングとか、きっかけ等もありますので、前々から計画を練って、本当はそういうふうな形でやれば一番よかったのではないかと思いますので、ご検討のほどをよろしくお願いします。

○委員長（奈良岡文英君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

この新幹線開業もあわせてご心配いただいております。新幹線開業について

は、当初予算については、たしか財政措置していないとっておりました、平成二十二年度では。これも途中で予算措置をするんだということでの提案でありまして、遅ればせながらでありますけれども、新幹線開業は十二月四日ということで、それに向けてパンフレット作成や当然この祭りのイベントにも、実行委員長さんがおっしゃるには、それから企画が立案するには、何らかの新幹線開業色合いを出して、あの祭りをより盛り上げていきたいというふうにおっしゃっておいりましたし、その準備を進めているということで、私は報告を受けていますし、これに対しても最大限、予算措置をしながら、あるいはまた、単年度に終わることなく、これから来年、再来年、継続的に新幹線開業と同時に、市町村間の連携をとりながら、藤崎町に利益があるように、町に対して利益があるように、町民に対しても利益があるように、徐々にいいアイデアを出しながら、一つの施策として実行していきたいとっております。

陸路、それからJR、その他いろいろな交通機関の体制等、あるいはまた受入態勢等、これらも新幹線開業から利益が得られるように、町にもプラスになるような方向で施策の展開を図ってまいりたいと思います。その秋まつりだけではないというふうに私は考えておりますので、とりあえずは祭りのときにもそういう色合いは出していくというふうに、企画も考えていますし、その祭りの実行委員会も考えているようであります。

以上です。補足です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかにございませんか。清水委員。

○清水孝夫委員

最後に一点、答弁は要りません。

先ほど、全部で七百五十万円でしたか、その約半分は町で補助金を出しているのですが、ただ、実行委員会に委ねるのではなくて、町でも半分ぐらい出しているのです、やっぱり木挽町の町内会でも去年ですか、なべワングランプリとか、そういういろいろな個人でも企画して、花火大会も木挽町の町内会ですか、売店もやって、そういう民間の個人的な人でもそういうふうな町を盛り上げていくという企画を持ってやっているのです、町ももうちょっとPRとか、そういうのにもっと力を入れて、そういう個人の方の協力を得て、企画してもらいたいなと思います。

以上です。答弁は要りません。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかにございませんか。横山哲英委員。

○横山哲英委員

委員長にお願いいたします。ちょっと関連しているものでよろしいですか。駅の問題ですけれども。

○委員長（奈良岡文英君）

余り逸脱した関連は認めることができませんが、関連性が深いものであれば許します。

○横山哲英委員

もしだめだったら質問をストップしてください。お願いします。

七十一ページです。

北常盤駅管理業務委託料で、これには入っていないんですけれども、今年、トイレがいたずらされて、補修したと思います。これは去年の二十一年度ですので、その後、防止対策とか、どういふのを考えると、実行したんですか。またあれば大変だから、防止的な考えを、町長でもいいですし、担当課でもいいです。よろしく。

○委員長（奈良岡文英君）

質問を認めます。

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

今年トイレが壊されました。常任委員会でも報告したのですが、公共施設が壊されるということは、我が藤崎町では、余りないことでしたので、早速警察に届けて、その事後の処理は行ったんです。駅の管理者である商工会、それから厩務員という駅のおばさんたちがおるんですけれども、その方たちと現状はどうなっているのかということでありましたら、利用者は非常に素直で、駅がきれいですばらしいということであったので、こういうことが起こって残念だというふうにも利用者も、それから駅のおばさんたちも言っておられたので、しばらくこのまま様子を見ようということで、経緯してもう既に半年近くたったわけですけれども、おかげさまで、それ以後そういった関連の事件が起きていませんし、穏やかな町ですので、公共施設が壊されるということのない町ですので、これからもまたしばらく経緯を見ていきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

横山委員。

○横山哲英委員

もう一点です。

これから今のところないと、多分ないだろうと、そういう考えで答弁したと思いますけれども、あの防犯カメラですか、何かあれ聞いたところによれば、空カメラみたいで、ただ脅かしに過ぎないカメラみたいで、中は機能が入っていないみたいな、そういう話も聞きました。ですから、またそういうことあったら大変ですので、何か善後策とか考えているのかなと思って今質問したんです。また今までどおりやったらいつそういうようなことあっても、犯人探しするわけじゃないんです。要するに、そういう事故、事件がなければいいんです。その対策をはっきりとしてほしいなと思って質問したんです。

以上です。答弁要りません。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかにございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

先ほど学童保育についてお聞きしたのですけれども、利用者数は大体三十五名ほどだとか、四月で三十人から三十一人ほどというふうなことも聞いておるのですけれども、常盤の地区も大体それぐらいだと思うのですけれども、常盤の地区の学童保育施設については、従来の併用施設でやっているわけです。空間というか、学童施設のそこのスペースがちょっと狭いとか、段差があるとか、あるいはちょっと危険性、走って歩いたりするものですから、子供たちが。そういう点で、学校の施設を利用するという方法も含めて、関係者で話し合ってみる必要があるのではないかというふうなことを提案といいますか、したことがあるのですけれども、新しく学校を建てた段階、その段階の話ではなくて、現実に今どういうふうに運用していくのが一番いいのかということについて、どういう話し合いがなされたのかということと、学校としては、学校の施設にそういう学童施設をつくるということにどういう、空き教室そのものはあるのかなのかという問題、この二点についてはどうでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

以前、学童保育の学校施設の利用ということで質問がございましたけれども、その後、教育委員会の方とお話いたしました。小学校の方に空き教室という



ことをございますけれども、それが空き教室は今の段階では対応できないということをございます。それで、仮にできたとしても、今の段階で、いわゆる学校と分離しなければなりません。分離するということは、トイレを設置しなければなりません。それから、入口を新たにしなければなりません。いわゆる学校をいったん出て、学童保育に入るという形をとらないと、補助の関係も認められないということもございますので、今の段階での対応ということはちょっと無理かなというふうには思っています。

ただ、先ほど委員からもお話がありましたけれども、仮に小学校が新築した場合については、いわゆるそういう対応については、当然していかなければならないというふうには考えております。今の現状を踏まえて、もう少し我慢していただければなど、担当課長としては思っています。

以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

いずれにしても、関係者からちょっと聞くと、結論として学校で教室は空いていないわけじゃない、教室を利用させるということに極めて消極的だというようなこともあるし、それから今言った、入口、トイレ、さまざま追加のいわゆる予算がかかるというようなことで、学校利用については消極的などというふうに聞いております。それで、現状を利用していくということであれば、原状の施設をぜひ安全で、利用しやすいような環境をつくっていくために、引き続き話し合いをしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それで、この指導員の待遇、処遇の問題でありますけれども、これは以前も聞いたことがあるんですけれども、時給七百円ほどだと聞いております。最低賃金も一般についても現在引き上げられているわけでありまして。役所の中で、パート待遇に当たっている時給七百円という扱い、これについてもアップする方向で改善する余地があるのではないかなと思っておるんですけれども、その辺についてはどんなものなんでしょうか。これが五十円上げた、百円上げたということで、財政が厳しくなってしまうとか、あるいは職員に示しがつかないとかというような問題じゃないと思うんですけれども、パート職員の待遇改善という問題について、どういうふうに考えていらっしゃるのか、総務課長、または町長にお聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

パート職員については、平成二十一年度は学童員が七百円でした。ただ、浅利委員のおっしゃるように、最低賃金等も改正になりましたので、担当課、財政、住民課とも協議して、今後検討してまいりたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかにございせんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページでいいますと百九ページでございます。

百九ページの乳幼児医療の給付費のところでございます。全体として平成二十一年度については、一千四百九十七万円支出をして、乳幼児医療の無料化に努めているわけですけれども、そこで、私が聞きたいといたしますのは、実態的にはどれぐらいの、一千四百九十七万円の内訳といたしますか、一千四百九十七万円のおおよその内訳というのはどれぐらいになっていらっしゃるのか、その点についてとりあえずお聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

ちょっと質問の内容がわからなかったんですけれども、乳児医療費の給付費でございますけれども、いわゆる一千四百九十七万一千五百三十四円ということでございます。いわゆる給付費そのものにつきましては、一応波がございまして、一千四百万円台、一千五百万円まで行く年もございます。ただ、そこに関しては何とあえず町としてはゼロ歳から就学前までという形のもので対応してございます。

それと、あと中身として所得制限がありということで対応しておりますので、その額が一千四百九十七万一千円余りとなっております。

以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

就学前といたしますか、小学校入学前までやるということで一千五百万円ほどということになっておるわけでございます。それで、私が聞きたいのは、藤崎町の場合、所得制限というのがあるわけでありまして。何人って、具体的にアン

ケートに寄せられた回答だとか、あるいは具体的に二、三人の父母から寄せられているのは、「弘前の方だば何も所得に関係なく受けているんだいなと、五所川原もそうなんだいな」というようなことなわけでありませう。子供が二人、扶養家族といひますか、子供の数によつて所得額が三百万円だとか、三百五十万円だとか、その刻みがあるんでしようけれども、この所得制限をなくして、所得のある人はそれなりの税金もまた納めていゝわけでありませうし、地域間の公平といひますか、この地域のさういふ点で、所得制限を撤廃するといふ方向で検討してみゝる用意がないのかといふことについては、どうでせうか。

また、どれぐらゐ余計かかるのかといふことについて試算がありましたらお知らせしていただきたいと思ひます。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

私、ざつと試算してみたんですが、ゼロ歳から就学前までといふことで、医療給付費が大體一千六百万円程度は一応見込みました。現在、対象者といふのが六百九十一人ございませうが、そのうち五百四十六人の受給者がございませうので、その差引き百四十五名、この方たちが、いゝゆる恩恵を受けていないといふ方ございませう。ただ、これには所得制限も入りますし、未申請の方々もございませう。この百四十五名に、いゝゆる医療費単価、平均単価でございませうけれども、二万九千円を掛け出しますと、大體四百三十万円程度は財政負担があるんではないかなといふふうにて考えていませう。

所得制限がかかっているパーセンテージといふのは、いゝゆる現時点で五百四十六名の受給者ですと、大體対象者の七九%がいゝゆる恩恵を受けているといふことになリませう。ただ、未申請の方、この人たちといふのは、五十五名ほどおられます。これに係るものといふのが、百六十万円程度かかりますので、それを含めませうと、大體六百一名といふことになリませうので、仮に申請した場合、大體割合としては八十七%が恩恵を受けていると。ただ、所得制限で引っかかっている方といふのは一三%おリませうので、今後その方たちの対応については、どういふふうに取り扱っていくのかといふことになリませうかと思ひます。ただ、合併当時に藤崎町は所得制限を撤廃しておりましたけれども、常盤地区は所得制限がありませうして、協議の結果、所得制限ありといふ方向を打ち出したみたいでせうけれども、ただ、近年、各市町村では、所得制限を撤廃するところが

見受けられておりますので、これについては今後検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

横山委員。

○横山哲英委員

百三十ページ、三目除雪費です。

除雪業務委託料二千九百万円ちょっとありますけれども、この内訳をお願いいたします。藤崎地区と常盤地区に分けての内訳をお願いいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

ただいま計算しますので、すみません。

○委員長（奈良岡文英君）

休憩します。

休 憩 午前十一時三十五分

---

再 開 午前十一時三十七分

○委員長（奈良岡文英君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

常盤地区は、一千三百九万二千二百二十四円、藤崎地区が一千六百六万三千百五十二円です。藤崎地区の方が九工区、常盤地区が六工区になります。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

横山委員。

○横山哲英委員

いや、今年の除雪から町所有のドーザーの貸し付けはやらないで、全面業者委託に移行すると、そういうふうに聞いております。去年の決算書によれば、これは今まで町所有の機械を業者に貸与して、油も修理代もみんな町持ちだと。要するに私から言わせれば、もっと早く完全業務委託をしてほしかったんです。

二年も前から私は委員会ですつと言いつけてきました。でも、なかなかこういう事態にならなくて、大変残念でした。今ちょっと喜んでおります。

ただ、一点、町の機械を貸与して、油を町で払って、修理補修もみんな町で持って、私から言わせれば、業者のお手盛りしか考えられないんです。町民、住民もみんなそんなふうに言っておりました今までは。これは大変いい方向に行くんだなと思って、そう考えております。それに関して、町長、私の意見に何か意見ありましたら。

○委員長（奈良岡文英君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

やっとなそういう民間業者に委託、完全といいますか、重機等も含めてかねてから横山委員が唱えてきた体制に移行できるということで、それまでの事情が、町の所有のドーザー、重機もあったようでありまして、公売等も含めてそれが整理されたと。等々も含めてそれなりの二年間の期間を要したということであったようであります。来年度からそういうふうなおっしゃるような形に移行できるということで、私も喜んでおるところであります。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかにございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページで言いますと百六十七ページの保健体育費の委託料でございます。それで、ここに総体としてはさまざまなスポーツプラザの警備業務委託料から始まってあるんですけども、その中で、小畑地区体育館指定管理料十六万二千元というふうになってございます。これは指定管理者に十六万二千元を支払ったというようなことだと思ふんですけども、この場合、例えば体育館のガラスが割れたとか、あるいはまた修繕費というか、これはそういうふうな場合、どういうふうな管理委託になっているんでしょうか。そのことについてまずお聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井勝彦君）

お答えいたします。

この管理委託料につきましては、平成十八年三月二十日から五年間の指定管

理の協定を結んでございます。その協定書の中身で今ご指摘のいわゆるガラスと破損修理の関係ですけれども、それにつきましては、町の方で負担というふうに協定書の中であらうございまして。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

体育施設を廃校になったとともに壊すということではなくて、可能な限り利用していこうということを出発したものだと思うわけでありまして。それで、小畑の地区、西中野目の体育館も給食センターの隣にあるんですけれども、小畑の体育館の利用状況というのは、老朽化もしているんですけれども、利用状況というのはどういうふうになっていらっしゃるのか、その点についてどうでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井勝彦君）

お答えいたします。

小畑地区体育館の利用状況ですけれども、今手元にある資料は平成二十一年度のベースでございまして。四月から三月までということで、団体で利用している合計が二百五件、この団体の合計の中には、スポーツ少年団、常盤ランツァーというサッカーのチームですけれども、それが四十九件、それに藤崎ランツァーとあって、これも藤崎地区のスポーツ少年団のサッカーチームですけれども、これが五十七件、個人の利用が基本的に百八件ということで、主なところはそういうところが多いんですけれども、ただ、平成二十二年度、今年からですけれども、スポーツ少年団の常盤ランツァーと藤崎ランツァーが合併しまして、一つになってございまして。ということで、今年の平成二十二年度の四月から八月までの実績を見ましたら、このスポーツ少年団のサッカーチームの場合は、平成二十二年度につきましてはスポ少が二十一件になってございまして。ですから、先ほど言いました常盤、藤崎、この両スポーツ少年団の四十九件、五十七件というのは、平成二十二年度からは大体六十件ぐらいになるのかなと。それから、この件数につきましては、日にち、日数に読み替えても結構かと思っております。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

昼食のため、休憩いたします。

再開時刻は午後一時といたします。

休 憩 午前十一時四十五分

---

再 開 午後 一時

○委員長（奈良岡文英君）

再開する前に、今日は暑いので、皆さん、上着を脱いで結構です。暑くて窮屈な方は脱いで結構です。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

浅利委員。

○浅利直志委員

小畑地区の体育館……。

○委員長（奈良岡文英君）

ページ数を読み上げてからお願いします。

○浅利直志委員

百六十七ページでございます。

それで、この小畑地区と西中野目地区の体育館については、先日開かれた常任委員会でも話にはなったのですけれども、議員全体の認識と町の課題として、やっぱり認識しておく必要があるんじゃないかという視点から、この指定管理料の額や指定管理者をどういうふうにやっていくのかという問題とともに質問をしたいと思っておるわけであります。

そこで、担当課長の福井さんからも報告があったんですけども、来年の平成二十三年三月で、指定管理は終える期限に一応なっているんだというようなことなんですけれども、利用状況などを見れば、年間二百日余りも利用しているというような、あるいはまたスポーツ団体、あるいはまた投票所としても利用したり、あるいは地域のコミュニティの活動としても利用しているということから見れば、できれば存続してやっていく方向がいいのかなというふうに、私は思っておるんですけれども、この建物の管理やそういうものについて、今後どういうふうな方向を持っていらっしゃるのか、その点をお聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

教育長。

○教育長（館山新一君）

私の方からお答えいたします。

この建物は、小畑地区は昭和五十五年、西中野目の体育館は昭和五十六年、約三十年ほどたっていて、耐震のいわゆる対象建築になっていて、多分耐震調査をやれば、やはり大規模改修なり、改築の話が出てくるのではないかなと思っているところです。ただ、そうは言うけれども、先ほど福井課長の方からお話したとおり、まだ利用者がおりますので、これからについては、今月の二十四日にも開催予定をしておりますけれども、各団体、特にスポーツ少年団、それから町内会、あと地元選出といえますか、その議員さんたちにもご出席いただきながら、これからについては十分協議をして、対応を考えていきたいと思っているところでございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

小畑の体育館については、昭和五十五年ですか、この耐震診断が必要だという対象になっておるといことなんですけれども、今教育長の館山さんの方からお話があったんですけれども、大規模改修か改築かというような耐震診断をすれば、二百万円ほどもかかるんじゃないかというふうに聞いておるんですけれども、耐震診断にそれぐらいの費用がかかるというようなことで、今後その利用について、利用するとすれば、大規模改修か改築かと、新築というか、それはほとんど無理だという、難しいだろうというのは、議員も含めて多くの方はわかると思うんですけれども、少なくとも、耐震補強といえますか、最小限の耐震補強といえますか、そういうことではできないのかとか、そういうことも含めて考えるべきものじゃないかなと。ただ、単に改築か大規模改修、それ以外はないんだというようなことは、選択肢としてちょっと足りないんじゃないかなとっておるんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

教育長。

○教育長（館山新一君）

今議員おっしゃるとおりなんですけれども、建物自体がこれからの利用価値といえますか、これも含めまして、検討することだと思います。これは教育施設から外れていますので、もしも、今改修、その他があれば、これは財政とも相談していかなければいけませんけれども、町単独のいわゆる工事にかかってくるし、今利用している各団体については、代替施設として、例えば学校の



開放とか、またその辺も含んで十分対応していきたいなと思っておるところで  
ございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

スポーツ関係者も含めてやって、話し合いをしていくという、その点については当然そうすべきだなというふうに思っておるのですけれども、教育施設、確かに役所の分類上では教育施設ではないのかもしれないですけれども、もっと広い意味で見れば、実際いわゆる三百六十五日のうちの二百日も利用しているというのであれば、大変な社会体育というか、そういう施設の役割を果たしているわけでありますので、耐力度調査、あるいは耐震診断ですね、そういうものも含めて、限界点がどの辺にあるのかということを利用することを前向きに検討するという方向で、ぜひ考えていただきたいなというふうに思っております。これは私の方の要望ですので、その辺を町長部局も含めて、何せ金がかかることだからやめるといような発想ではなくて、検討していただきたいということを要求しておきたいと思っております。

それで、次に、街灯についてでございます。これは街灯は六十三ページと七十五ページのところでございます。

昨年度の予算全体は、いわゆる七十億円ぐらいからスタートして九十億円になるという、麻生さんの最後のご奉公といいますか、地方の自治体を見殺しにはできないということで、町としても積極的な対応がなされた予算ではあるわけでありましてけれども、それで六十三ページのところのこれは十一節需用費の修繕料五百九十四万円ということに街灯の分野ではなっているわけでありまして、街灯は藤崎町の場合は、町の公費で修繕していただくというようなことで、大変その点では町内会の負担軽減の面では、旧常盤地区の人にとっては役に立っているところなんですけれども、この街灯の修繕料というのはどれくらいなのか、どのように業者を選定していらっしゃるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

六十三ページの修繕の五百九十四万一千円のうち、街灯の修繕には四百二十三万円ほどでございます。その四百二十三万円、春四月、町内の電気工事会社

等で入札を行いまして、一年間の契約ということになっております。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかにございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

今の電気工事会社が年間契約をするんだというようなことなんですけれども、藤崎の場合は取り付けも早いし、現在は順調にやられているなというふうには思っておるのですけれども、業者を入札で決めるというふうにも受け取ったんですけれども、どういうふうに、一件当たり何ぼでやるというようなことで決めているんですか。業者の選定に当たって、入札でやっていらっしゃるというんですけれども、その選び方の規準といたしますか、それはどうなっているんですか。

○委員長（奈良岡文英君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

それは町内の業者でございます、全部。それで、単価契約でやっております。以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

横山委員。

○横山哲英委員

百六十三ページのちょっとまた関連して逸脱するかもしれません。

年縄の件ですけれども、先般結婚式において町長が県から大変よいお土産をもらったってすって聞いて、私、それで初めてまた気づいで、今回聞くものがあります。

ちょっとなんさかければいいんだべ、管理費で聞けばいいんだか、ちょっと考えたんだけど、委員長よろしいですか。

○委員長（奈良岡文英君）

ページ数は。

○横山哲英委員

百六十三ページです。よろしければ質問します。

○委員長（奈良岡文英君）

その質問の概要はどのようになっているか。

○横山哲英委員

管理についてであります。

○委員長（奈良岡文英君）

何の管理ですか。

○横山哲英委員

年縄です。年縄伝承館です。

○委員長（奈良岡文英君）

じゃあ質問を許します。

○横山哲英委員

どうもありがとうございます。

先般町長がさ、すばらしいいいあいさつで、感動しました。いや、県から伝承館建設に当たって、大変いいプレゼントをもらったみたいなごあいさつでしたので、それに関して、せっかくよいものを作ってもらいまして、どうもありがとうございます。

その次なんです。よく作ってもらったものですので、長く使うために、利用規定とかあるんですか。

○委員長（奈良岡文英君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井勝彦君君）

大変申しわけありませんけれども、今手元に資料がないんですけれども、ただ、ここの管理につきましては、地元の常盤地区のコミュニティ協議会ですか、その委員の人たちがだいたい中心になってこの伝承館が完成した後に、その協議会が中心となって、この年縄伝承館のまたその運営委員会をつくりまして、そこに委託して、いわゆるその委員会の方ですべて管理運営を行うということにして、管理の協定を結んでございます。

○委員長（奈良岡文英君）

横山委員。

○横山哲英委員

いや、年縄に何も関係なくても使用、利用できるってす、あくまでもその常盤地区の会議において、使用、利用を要求、届けを出せばだれでも使えるんですか。どういう会議でも、どういう関係でも、伝承館に対して。そういうのを聞いております。

○委員長（奈良岡文英君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井勝彦君）

お答えいたします。

先ほど言いましたその管理運営している委員会の方でそこら辺についても判断して、例えば町内の常盤地区のコミュニティで使うとか、そういうようなことがあれば、適宜そこで判断して、貸し出しはしているものと思います。ただ、ちょうど伝承館のある場所にコミュニティセンターもありますので、そこら辺ではうまく運用しているとは思いますが。

○委員長（奈良岡文英君）

横山委員。

○横山哲英委員

せっかくあるんだはんで、使ってもいいんだけどもさ、余り年繩に関係ない部署で、隣に立派なあの大いコミュニティセンターがあります。それがあってでもまた伝承館を使っているのも聞いたことがあります。その辺はある程度線を引いたものを作ってほしいんです。新しいものはだれでも使いたいわけですよ。でもさ、隣にまた立派なものがあるし、その辺は住み分けと云えばいいのか、その辺ははっきりとしたものを指導していくべきだと思います。町長、いかがですか。

○委員長（奈良岡文英君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

私はその実態はよくわかりませんが、管理はその伝承工芸館の管理の委員会というんですか、会の皆さんに委ねているわけでありまして、だれが見ても適切な使用をしてもらうように、我々町としては、教育委員会かな、指導機関は、教育委員会が指導機関だということで、私も教育委員会の方にその辺の指導方をお願いして、町民の皆さんからこの伝承工芸館は利活用がきちんに行われているなという評価をいただけるように、せっかくつくった伝承館ですから、そういう目的に応じた使われ方をさせていただくように、また、トラブルがないように、長く使っていただけるように、私も教育委員会の方にお願いして、現状を確認しながら、その辺をお話していきたいと、こう思っております。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

横山委員。

○横山哲英委員

最後です。

今町長の答弁どおりに、長く使うためには、ある程度は規則的な使用、利用をしなければ、長持ちしないと思います。その辺、答弁は要りません。その辺をはっきりと詰めたものを委託指定管理者に言うておいてほしいなと思ひまして、質問いたしました。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。相馬委員。

○相馬勝治委員

四十三ページの、恐らくこの中に入っていると思うんですが、物品売却収入の中に、備考には全然書いていないんですけれども、去年、たしか常盤地区にあるタイヤショベル、入札で売れたんですけれども、これ、ちなみに何ぼで落札したんでしょう。

○委員長（奈良岡文英君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

昨年、ショベルローダーとロータリー除雪車、二台を公売いたしました。平成二十二年一月十四日に入札を行いまして、落札額というよりも、消費税が入った契約額になりますが、ショベルローダーの方は三百三十六万円で契約しております。それから、ロータリー除雪車の方は百五十九万五百四十円ということで契約をしております。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

相馬委員。

○相馬勝治委員

今のその三百三十万円ぐらいでしたか、私にも若干情報がありまして、今あの手のクラスはプレミアみたいな感じの機械なんですけれども、今年から全面業者に委託するというので、常盤地区の車庫には数台タイヤショベルまだあるんですけれども、これについても今年売却する予定、そして何台残すのか、そういうあれがありましたら関連ですけれども、ちょっと聞きたいなと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

建設課の方で所有しているショベルローダーについては、八月に、建設課の方から財政課の方に所管がえということですのでしております。それで、今財政課の方で、十月に入ってからになるとは思いますけれども、二台のショベルローダーについて公売予定ということで、今作業をしているところでございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

予備費の説明書ですね。予備費充用に関する資料というのが配付されておるのでございますけれども、平成二十一年度予備費ということで、遠征費といいますか、そういうものに対して、県大会、あるいは東北大会、全日本の大会だとか、そういうものについて予備費を利用するというのは、それなりにわかるのですけれども、例えばこれは給食関係です。その中で、給食センター腰壁ステンレス貼り工事、それから、高速度ミキサー購入（給食センター）二十六万円ほどというふうになっているんですけれども、給食については施設面、あるいは厨房、什器、備品というか、かなりの予算をとってやっているはずなんですけれども、これが必要になった理由というのは、どういうふうなことなんでしょうか。高速度ミキサーについて特にお聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

給食センター所長。

○給食センター所長（對馬一孝君）

お答えいたします。

まず、二点ございましたが、先に腰壁の方をご説明します。

場内水回り周辺の腰壁が、縦の壁が露出した状態でありまして、冬の湿気によるカビの発生が懸念されることから、衛生管理上、緊急に修繕する必要があったというものです。

それから、特にお伺いしたいという高速ミキサーにつきましては、本来であれば、新品を用意しなければならないところだったんですが、中央小学校の方で使用していた機器がございました。これはドライ用でなく、ウェット用とい

うものでございまして、カバーがなく、床下に散らばるような形のもので、それが、まだ使えるということで、新品を購入しないで使ったんですが、部品の磨耗とさびのため、作動しなくなりました。それで、作業の安全性と効率性を考えまして、修理ではなく、本来のドライ仕様の新品を購入し、次の作業に備えたものでございます。

以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今の高速ミキサーの件もそうですし、あるはまた、自動フライヤーというか、天ぷら等を揚げるものについても二百万円ほどかかり、当町としても百二、三十万円負担するという事態もまた生まれているわけなんですけれども、どうなんでしょう、これはあれですか、設計、施工は給食の工事の設計はたしか南建設さんでやって、そして営什備品だとか、設備だとかも含めて、施工業者が最終的には責任を持つというふうなことに、私は理解しているのですけれども、営什備品の方は別に設計をするというか、その辺はR A B開発さんが設計を全部営什備品というか、厨房品も含めて設計したんですか、その辺はどういう関係になっていたんですか。余りにもちょっと職員との打ち合わせがうまくなかったのか、それともそもそもの設計業者さんが十分打ち合わせをしなかったのか、その辺はどういうふうな認識なんでしょうか。聞いていることは、厨房品といいますか、営什備品についてはどこが設計したのかということと、ふぐあいが出ているので、その辺の原因をどういうふうに考えているのかということ

○委員長（奈良岡文英君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

給食センターの建設については、設計はR A B開発でございます。施工は南建設です。その設計に当たっては、一千五百食という、そういう食数を踏まえて、それで機械の容量等も全部R A B開発の方で設計してございます。それに設計業者の方で、あとは厨房機器の業者といろいろと一千五百食という、そういう容量の中での設計をしているところでございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今課長の説明によると、容量だとか、あるいは善意でそれをミキサーの場合ですと、新品を使わないで、新品を物すごく使いたがって、一番いいものをつくろうというようなことで進んだのに、それだけがなぜそういうふうになるのか、解せないのではありませんけれどもね。いずれにしても、これは使えるという判断が現場の人がこれ使えるねと、あるいは鍋釜でも使えるねというから使えるというような判断ではないはずですよ。設計業者が責任を持って、そこはやらなきゃならないことだと思うわけです。現場でこれ使えるね、あれ使えるねというような判断で進めるような代物でもないし、また、予算もそれなりにとってあるわけでありまして、そうしますと、だれが悪いというふうに、今理事者の方では言えないでしょうけれども、設計の段階でも例えばフライヤーの問題だとか、この高速ミキサーの点であっても、設計業者と現場とうまく打ち合わせがなかったというようなことはあったんですか、その辺はお認めするんですか。どうなんですか。

○委員長（奈良岡文英君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

設計に当たっては、設計業者の方で各そういう旧施設ですとか、そういうところも全部調査してございます。その中で、使えるものは使うという形での設計をしてございますので、その時点ではそれは使えるものと判断して設計してございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに。浅利委員。

○浅利直志委員

余り判断が適切でないようなことが散見されるということでもあります。

それで、予備費について、引き続きお聞きいたしますけれども、例えば、この中で、農業委員会に関係ございます。東北北海道活性化フォーラムということで、旅費、農業委員ということで二十一万五千円ほど、これは当初予算で組めない性格のものなんですか。その辺はどういうふうに受けとめていらっしゃるのでしょうか。大体これ十人なら十人行くから、こういうことになるんだと



というようなことを計上して当然のことなんじゃないかなと思うんですけども、それとも補正で補正したということなんですか。その辺はどうでしょうか。

○委員長（奈良岡文英君）

農政課長。

○農政課長（小杉利彦君）

これにつきましては、当初予算では見込んでいなかったもので、実は八月二十七日、二十八日に、山形県の天童市の方でこの東北北海道農業活性化フォーラム、農業委員を対象とした研修会が行われております。それに五名参加いたしました。そのための費用を年度途中で予備費の充用をさせていただいたということでございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから議案第五十号を採決いたします。本案について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本案に反対する者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

平成二十一年度の予算は、当初予算では六十七億円ほどからスタートして、二十億円余りになる予算になって、学校給食の実現や、あるいはさまざまな施設改修のための予算に取り組んだところで、住民のために役に立つ予算として機能したということについては認めるところでありますけれども、一つは、本平成二十一年度予算、三保育所の完全民営化を進めた予算であるということ。あるいはまた、後期高齢者医療制度を引き続き継続していった予算であるということ。三つ目には、町民税等の負担増を進めてきた予算であるというようなことで、本予算に賛成できません。同意できません。

○委員長（奈良岡文英君）

次に、本案に賛成する者の発言を許します。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（奈良岡文英君）

起立多数であります。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十一号平成二十一年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

それでは、議案第五十一号平成二十一年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算状況について、ご説明いたします。

まずは歳入をご説明いたします。

百九十四ページをお開き願います。

第一款の国民健康保険税第一項第一目の一般被保険者特別徴収国民健康保険税は、六十五歳以上七十四歳までの被保険者の世帯主に対するもので、第一節の基礎分現年課税分及び第二節の後期高齢者支援金等分現年課税分を合わせた収入済額が一千六百十六万一千円余りとなったものであり、収納率は一〇〇％であります。第二目の一般被保険者普通徴収国民健康保険税は、第一節の基礎分現年課税分、第二節の後期高齢者支援金等分現年課税分、第三節の介護納付金分現年課税分及び第四節から第六節までの滞納繰越分を合わせた収入済額は三億九千四百十五万四千円余りとなったものであり、現年課税分の収納率は八八・六％となったものであり、滞納繰越分を含めると収納率が六二・三％となったものであります。第三目の退職被保険者等普通徴収国民健康保険税は、第一節の基礎分現年課税分、第二節の後期高齢者支援金等分現年課税分、第三節の介護納付金分現年課税分及び第四節から百九十六ページの第六節までの滞納繰越分を合わせた収入済み額が二千百七十八万三千円余りとなったものであり、現年課税分の収納率は九〇・三％となったものであります。滞納繰越分を含めると、収納率は八二・六％となったものであります。

第三款国庫支出金第一項第一目の療養給付費等負担金は、療養給付費等に係る実績による国の定率国庫負担金であり、収入済額は三億九千七百八十九万一千円余りとなったものであります。第二目の高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金に対する国庫負担金であり、収入済額は八百五十二万一千円余りとなったものであります。第三目の特定健康診査等負担金は、特定健診に係る費用に対する国庫負担金であり、収入済額は、三百六十四万六千円となったものであり、国庫負担金総額の収入済額は四億一千五万九千円余りと

なったものであります。

第二項第一目の財政調整基金の普通調整交付金は、療養給付費等に係る交付金であり、収入済額は一億八千九百八十三万五千円となったものであり、特別調整交付金はその他特別の事情に対するものとして、財政安定化支援等に対し、交付されたものであり、収入済額は一千八百万円となったものであり、普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせた収入済額は二億七百八十三万五千円となったものであります。第二目の介護従事者処遇改善臨時特別交付金、第三目の出産育児一時金補助金及び百九十八ページの第四目の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を合わせた国庫補助金総額の収入済額は二億一千四万八千円余りとなったものであります。

第四款第一項第一目の療養給付費交付金は、退職被保険者の療養給付費等に対する交付金であり、収入済額は九千百八十三万六千円となったものであります。

第五款前期高齢者交付金第一項第一目の前期高齢者交付金は、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の給付に対する交付金であり、収入済額は二億七千九百九十二万六千円余りとなったものであります。

第六款県支出金第一項第一目の特定健康診査等負担金は、特定健診に係る費用に対する県負担金であり、収入済額は三百六十四万六千円となったものであります。第二目の高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業拠出金に対する県負担金であり、収入済額は八百五十二万一千円余りとなったものであります。

第二項第一目の財政調整交付金の普通調整交付金は、療養給付費及び高額療養費等の調整対象需要額から調整対象収入額を差し引いた額に交付率及び調整率を乗じた額が交付されたものであり、収入済額は七千四百二十九万五千円となったものであり、特別調整交付金はその他特別な事情に対するものとして、保険財政共同安定化事業費用に対し交付されたものであり、収入済額は一千三百六十八万三千円となったものであり、普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせた収入済額は八千七百九十七万八千円となったものであります。

第七款共同事業交付金第一項第一目の高額医療費共同事業交付金は、高額医療費が八十万円を超える部分の額に一定率を乗じて得た額が交付されたものであり、収入済額は二千八百九十九万四千円余りとなったものであります。

二百ページの第二目の保険財政共同安定化事業交付金は、高額医療費が三十万円を超え、八万円以上八十万円までの額に一定率を乗じて得た額が交付され

たものであり、収入済額は一億五千五百八十二万二千円余りとなったものであります。

第八款財産収入第一項第一目の利子及び配当金は、財政調整基金積立金利子であり、収入済額が十八万四千円余りとなったものであります。

第九款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金の第一節保険基盤安定繰入金は、国保税の軽減に対する公費負担分であり、収入済額が七千六百四十八万八千円余りとなったものであります。第二節の職員給与費等繰入金は、職員の給与費であり、収入済額は二千七百二十五万六千円となったものであります。第三節の助産費等繰入金は、出産育児一時金に対する繰り出し基準に基づいた額を繰り入れしたものであり、収入済額は四百八十六万六千円余りとなったものであります。第四節の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化を図るため、地方財政措置相当額を一般会計から繰り入れしたものであり、収入済額は二千五百万円となったものであります。第五節の特定健康診査等繰入金は、特定健診に係る職員の給与費等に対し繰り入れしたものであり、収入済額は六百四万三千円となったものであります。これら一般会計繰入金総額の収入済額は一億三千九百六十五万三千円余りとなったものであります。

次に、第二項の第一目財政調整基金繰入金は、財源不足を補てんするため、財政調整基金から繰り入れしたものであり、収入済額は九千四百万円となったものであります。

第十款繰越金第一項第二目のその他繰越金は、前年度からの繰越金であり、百三十一万六千円余りとなったものであります。

第十一款諸収入、二百二ページの第三項第一目の一般被保険者第三者納付金は、交通事故等に係る国保使用に伴い、保険者負担分を使用者が納付したものであり、収入済額は四百四十五万四千円余りとなったものであります。第三目の一般被保険者返納金は、他の保険に加入されている方が以前国保に加入していたことから、誤って国保を使用したことにより、保険者負担が発生し、その負担額を返納したものであり、収入済額は百十四万六千円余りとなったものであります。第五目の雑入は、老人保健拠出金の確定に伴う還付金であります。

次に、歳出をご説明いたします。

二百八ページの第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、職員の人件費等の経常的経費及び国保システムの保守業務委託料が主なものであり、支出済額は二千六百三十八万六千円余りとなったものであります。二目の連合会負担金は、国保連の運営事務に係る町負担分であり、支出済額は百七十万二千円余り

となったものであります。

二百十ページの第二款保険給付費第一項医療諸費、二百十二ページの第二項高額療養費、二百十四ページの第四項の出産育児諸費及び第五項の葬祭費等は、療養給付費等の実績によるものであり、二百十ページの保険給付費の総額の支出済額は十二億五千五百五十八万九千円余りとなったものであります。

二百十四ページの第三款後期高齢者支援金第一項第一目の後期高齢者支援金でございますけれども、これは零歳から七十四歳までの方々が後期高齢者医療費の一部として、各保険者が支援するものであり、第二目の後期高齢者事務費拠出金と合わせた支出済額は二億六千六十五万九千円余りとなったものであります。

第四款前期高齢者納付金第一項第一目の前期高齢者交付金は、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の加入率により納付するものであり、第二目の前期高齢者事務費拠出金と合わせた支出済額は七十四万一千円余りを支払基金へ納付したものであります。

第五款老人保健拠出金第一項二百十六ページの第一目の老人保健医療費拠出金は、平成二十年四月から後期高齢者医療制度等に移行されたことから、医療給付費がないことで医療費拠出金はないものであり、第二目の老人保健事務費拠出金は、老人保健関係業務の残務事務費用に対して拠出したものであり、支出済額は一万九千円余りとなったものであります。

第六款介護納付金は介護保険第二号被保険者である四十歳以上六十五歳未満の者から徴収した国保税を一部財源として介護費用の負担分として支払基金へ納付したものであり、支出済額は一億一千二百六十五万六千円余りとなったものであります。

第七款共同事業拠出金第一項第一目の高額医療費共同事業医療費拠出金、第二目のその他共同事業拠出金及び第三目の保険財政共同安定化事業拠出金は、国保連が事業主体となり、高額な医療費に対応するため、単年度で財政負担することのないよう、県内全市町村が共同事業として対応するための拠出金であり、支出済額は二億一千四百六十五万二千円余りとなったものであります。

第八款保険事業費第一項第一目の特定健康診査等事業費は、特定健診に係る職員の人件費等の経常的経費及び特定健康診査等の業務委託が主なものであり、支出済額は一千八百五十八万八千円余りとなったものであります。

二百十八ページの第二項第一目の疾病予防費は、健康管理に対する意識の高揚と予防対策として、インフルエンザ予防接種及び医療費通知業務等の業務委

託料が主なものであり、支出済額は二百十一万九千円余りとなったものであります。

第九款基金積立金第一項第一目の財政調整基金積立金は、基金利子相当分の十九万一千円を財政調整基金へ積み立てしたものであります。

二百十八ページから二百二十ページの第十款公債費第一項第一目の利子は、一時的な資金不足を補うための一時借入金に対する利子であり、支出済額は四十九万一千円余りとなったものであります。

二百二十ページの第十一款諸支出金第一項第一目の一般被保険者保険税還付金は、国保に加入したまま他の保険にも加入し、国保を離脱しても届けをしない未届けによる国保税の還付金であり、支出済額は百八十八万円となったものであります。第三節の償還金は、国県医療費負担金及び補助金の前年度の精算に係る返還金であり、支出済額は二千五百三十三万九千円余りとなったものであります。

よって、二百二十四ページの歳入総額が十九億四千四百四十三万三千円余り、歳出総額が十九億二千百六十七万一千円余りとなり、歳入歳出差引額は二千二百七十六万一千円余りとなったものであります。そのうち、国保財政調整基金へ一千百六十九万円を繰り入れし、残り一千百七万一千円余りは翌年度へ繰り越すものであります。

以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

歳入歳出決算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

監査報告書にも、決算審査の報告書の中でも報告をされておるのですけれども、滞納繰越額の内訳、一般会計では町民税が平成二十一年度二千百五十一万円、トータルで六千五百万円ほどになり、一般会計全体でも一億円を超えているわけでありまして、そして、国保の国民健康保険税の滞納額も平成十五年あたりからふえまして、現在当年、平成二十一年度で四千九百万円、五千万円近い状態、そしてトータルでは二億三千万円ほどになっているということなわけでございますけれども、国保税の滞納額がふえて、徴収が思うようにいかないというような事態もあるわけでありましてけれども、現状のこの滞納克服のための取り組みをどういうふうにやっていくのかということについて、どういうふうな構えでやっていくんでしょうか。この間、特別徴収委員というのも今年から

はいなくなっただと思うのでありますけれども、各課挙げてやるというようなことも聞いたりしているんですけれども、どういう形で滞納克服に取り組むつもりなのかお聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

この国保会計ですけれども、保険税の滞納が大きくこの国保運営について影響を及ぼしております。これについては担当所管が集まりまして、滞納についてどうしたらいいのかということ、また、保険税の見直しについてもこれと絡めて協議したところであります。また、常日ごろから保険税のみならず、給食費とか、保育料も含めて、各種税ですね、税の徴収に関しては力を入れてといいますか、これを重く受けとめまして、この徴収方には全力を挙げて取り組んでいるところであります。一時期はおっしゃるように、徴収員も増員いたしまして、また、県からの派遣も得まして、また、管理職、副町長を先頭に、管理職にも徴収に巡回をしてもらって、これに対応しているところであります。それらも含めて、歳入の貴重な財源になっております税初め、保険税含めて、そういう入りの部分についての滞納、これは今後とも全力を挙げて、徴収に努めるものというふうに覚悟しているところであります。その方法方については、今までは徴収してもらえないものはもらおうと。催促していただくものはいただくという状況でしたけれども、今後はさらに一歩踏み込んで、法的な措置、これもやはり視野に入れながら、一部弁護士に相談している、例えば公営住宅の入居費用というんですか、これらも含めて法的手段を講じながら、納めてもらう、徴収してもらおうということも、一歩踏み込んで構えているところであります。健全なこういう特別会計の運営に努めるように、そのためにはやはり滞納を整理していくということが必須でありますので、対応方は万全を期してまいりたいと、こう思っておるところであります。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

保険税、その他の税金も二年たまりますと、ほとんど納付が困難になるというのは我々一人一人も実感しているところではないかと。二年たったらそれ

を払っていくのは大変だということを実感しているところじゃないかと思います。

それで、町長の今の答弁の中で、保険税の見直しといいますか、これも含めて、検討したけれども、結果的に昨年度については、保険税の引き上げというか、そういうことについてはやらなかったというふうに理解しておるのですけれども、その国保について、保険税の見直しなどについて、現在はどのように考えていらっしゃるのか、国保運営協議会に諮問するとか、そういうようなことを考えていらっしゃるのかどうか、その辺についてどのようなお考えなのかお聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

今、質疑を行っているのは、平成二十一年度決算の質疑ですので、これに来年度といいますか、今後の保険税に関しての答弁として、今の時期で十分なお答えできるかどうかちょっとという時期なんですけれども、ついこの間も国保の審議会を開催した時点では、まだ審議しておりませんが、皆さんに審議会を通して現状はお話して詳しく説明しながら、今後健全な国保会計の運営は難しい、困難な状況にあるということも含めまして、今の段階ではご説明しているという段階として答弁にとどめたいと思いますけれども、やっぱりこれを協議するには、繰り返しになりますけれども、国保税の滞納の整理、これが重要なポイントになってくるかと思います。赤字分保険税で保険料を上げて、それを補うと。カバーするという短絡的な解決だけではないと思いますので、ぜひこの滞納の部分を整理することに強化して、基本的には考えていきたい。

さらには、一般会計からの繰り出し、繰り入れという、そういう三段構えというんですかね、そういう多段階構えで、これらの健全な運営に努めて、次期の見直しに向けて何回か協議をしていかなければならないと、こう今のところは考えているところであります。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

具体的な税についての今後の見通しについても触れていただいたんですけれ



ども、決算審議ですので、昨年度に限って、平成二十一年度というか、それに限ってみますと、例えば法的な措置といいますか、差し押さえ、納められるのに納められない人がいるんでないかということで、差し押えをしたとか、あるいは給料を抑えたとか、そういう実態的に、法的措置というのも何段階もあると思うんですけれども、そういう差し押さえなどをやった件数というのは、国保税及び町民税、固定資産税でも、両方でもよろしいんですけれども、実態的にはどれくらいあるんですかということを経務課長など把握してしましたら、はっきりさせていただきたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

税務課長。

○税務課長（泉田裕明君）

はい、お答えいたします。

昨年度は、一応差し押さえは実施しております。給料等と、あと預金の残高を差し押えしたり、それから車の軽自動車等も差し押さえしております。

それで、平成二十一年度末でございますが、一応二十三件が二十一年度末で差し押さえしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

必要な法的な措置はとる必要はあるとは思いますが、いずれにしても、ペナルティーをかけ続ければ、また、国保の例をいけば、保険証を渡さないとか、資格証明書にするとか、さまざまなペナルティーもかけてきても、ペナルティーの制度をとってきたけれども、収納率といいますか、これは上がらないという状況もあるわけでありますので、必要なものはやるということを踏まえつつ、制度自体、保険料自体の実際に失業した人の軽減措置だとか、あるいはまた、国の方での財政措置を強化するとか、そういうようなことも並行して我々要求していかなければならないのではないかなというふうに思います。

それで、最後ですけれども、何か民主党政権ができてから、これを後期高齢者といいますか、あの制度と同じように、県単位にすれば、県単位にしようという広域化をしようという国会でも五月ごろでしたか、制度改正の方向が出ていますけれども、これを広域化というか、県単位にすれば、解決するというふうに私は思いませんけれども、この県単位に国保をしていくんだというよ

うな動きといたしますか、それはどういうふうになっているのか、そのことについて最後お聞きしておきたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

国保の広域化については、財政措置として、新方針の創設がございます。これはもう既に法律で可決してございまして、いわゆる調整交付金が減額されています、徴収率によって。その減額をやめるという方向性のものだと思います。これが今年度十二月末までにかかって県単位で広域化の新方針を策定した場合については、収納率に関係なく、いわゆる減額措置を行わないという方向性が打ち出されております。ただ、本県については、今のところ策定を予定しているということは聞いておりますけれども、その進みぐあいとか、そういうのはまだ聞いてございません。今月の末あたり会議がございますので、その中でまた出てくるものというふうには思っております。

それから、高齢者の医療制度の改革会議ということで、昨年度十一月から厚生労働省で改革会議を開催いたしまして、ことしの十二月までにいわゆるまとめ上げると。いわゆる後期高齢者を廃止したものを高齢者医療制度をどのような形で持っていくのかということなんですが、先般、中間報告として報告されてございますが、後期高齢者医療制度の加入者は、新制度では働き方に応じて、八割強の人は国民健康保険に、二割弱は被用者保険に加入することとなるようでございます。

それから、配偶者や子供に扶養されている人は、以前のように保険料の納付義務はなくなるということです。いわゆる被用者保険の扶養者等については、保険料の納付がありませんよという形で示されているようでございます。

それから、国保の高齢者部分ですが、これは都道府県単位で運営すべきではないかと。将来的には、全年齢で都道府県単位化するようなことも出てございます。ただ、財政区分の年齢的には、七十五歳からにするか、六十五歳からにするかということでは、両論を併記したようでございますけれども、このようなことについて今後もまた改革会議の中で国では進め、十二月いっぱいでもまとめ上げるという方向になるかと思えます。それがまとまり次第、平成二十三年一月に法案提出される予定となっているようでございます。

以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

これで質疑を終結いたします。

これから議案第五十一号を採決いたします。本案について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十二号平成二十一年度藤崎町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

それでは、議案第五十二号の平成二十一年度藤崎町老人保健特別会計歳入歳出決算の状況をご説明いたします。

まずは、歳入をご説明いたします。

二百三十八ページをお開き願います。

第一款支払基金交付金、第二款国庫支出金、第三款県支出金、第四款繰入金、これらは医療給付費等の負担割合に基づくものであり、現年度請求に係る医療給付費交付金等はなく、前年度の精算に係るものであります。その収入済額は、第一款支払基金交付金第一項第一目の医療費交付金及び第二目の審査支払手数料交付金を合わせて六万五千円余りとなったものであります。

第二款国庫支出金、第三款県支出金の医療費負担金は、収入済額はないものであります。

第四款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金は、前年度の町負担分の精算分として繰り入れしたものであり、収入済額が百九十一万九千円余りとなったものであります。

第五款繰越金は、前年度からの繰越金であり、収入済額が四万三千円余りとなったものであります。

第六款諸収入第二項第一目の第三者納付金は、交通事故等による老保使用に伴い、保険者負担分を使用者が納付したものであり、収入済額は二十万円となったものであります。第二目の返納金は、診療報酬に係る過誤調整分として、病院から返納されたものであり、収入済額が二百八十一万二千円余りとなったものであります。

次に、歳出をご説明いたします。

二百四十六ページの第一款医療諸費第一項第一目の医療給付費、第二目の医療費支給費及び第三目の審査支払手数料は、医療給付費等の平成二十年三月診療分までの請求漏れや再審査請求等の請求がないため、支出済額はないものであります。

第二款諸支出金第一項第一目の償還金は、前年度の国県医療費負担金の返還金であり、支出済額は百九十八万七千円余りを返還したものであります。

よって、二百四十八ページの歳入総額が五百四万円余り、歳出総額が百九十八万七千円余りとなり、歳入歳出差引額が三百五万三千円余りとなったものであり、これは翌年度へ繰り越しするものであります。

以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

歳出歳入決算の説明が終わりました。

これから歳出歳入全般について質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから議案第五十二号を採決いたします。本案について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は二時二十五分といたします。

休 憩 午後 二時 十三分

---

再 開 午後 二時二十五分

○委員長（奈良岡文英君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第五十三号平成二十一年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

それでは、議案第五十三号平成二十一年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の状況についてご説明いたします。

まずは、歳入をご説明いたします。

二百六十二ページをお開き願います。

第一款後期高齢者医療保険料第一項第一目の特別徴収保険料は、収入済額で四千二百十一万一千円余りで、収納率は一〇〇%であります。第二目の普通徴収保険料の第一節の現年度分普通徴収保険料の収入済額が一千九百七十三万五千円余りであり、収納率は九七・六%となったものであります。第二節の滞納繰越分普通徴収保険料は、前年度からの滞納繰越分であり、収入済額が十七万二千円余りとなったものであり、収納率は六六・九%となり、滞納を含めた普通徴収保険料の収入済額は一千九百九十万七千円余りとなり、収納率は九七・二%となったものであり、保険料の総額は収入済額で六千二百一万九千円余りとなったものであり、収納率は九九・一%となったものであります。

第三款繰入金第一項第一目の事務費繰入金の職員給与費等繰入金は、後期高齢者医療事務に係る町職員の給与費等であり、収入済額は一千五百六十三万八千円余りとなったものであり、広域連合事務費繰入金は、広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分を繰り入れしたものであり、収入済額は六百四万円となったものであります。事務費繰入金の総額は、収入済額で二千百六十七万八千円余りとなったものであります。第二目の保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減に対する公費負担分であり、収入済額が四千二百七十二万八千円余りとなったものであります。第三目の療養給付費繰入金は、広域連合で給付を行っている療養給付費に係る町負担分であり、収入済額は一億三千七百九十五万二千円余りとなったものであります。これらの繰入金は、いずれも一般会計からの町負担分として繰り入れしたものであり、繰入金の総額は収入済額で二億二百三十六万円余りとなったものであります。

第四款繰越金は、前年度からの繰越金であり、収入済額が百六十八万一千円余りとなったものであります。

二百六十二ページから二百六十四ページまでの第五款諸収入第二項第一目の雑入は、前年度の療養給付費の確定に伴い広域連合から返還金として返還されたものであり、収入済み額は三百五十四万四千円余りとなったものであります。

次に、歳出をご説明いたします。

二百七十ページの第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、町職員の人件費等の経常的経費及び後期高齢者医療システムの保守業務委託料が主なものであり、支出済額が一千五百二十七万一千円余りとなったものであります。

第二項第一目の徴収費を含めた総務費の総額は、支出済額で一千五百六十三万八千円余りとなったものであります。

二百七十二ページの第二款第一項第一目の後期高齢者医療広域連合負担金の

十九節の負担金補助及び交付金の保険料等負担金は、町で収納した保険料及び保険料軽減額の保険基盤安定額に係る公費負担分であり、支出済額は一億四百五十万五千円余りとなったものであります。広域連合事務費負担金は広域連合職員の給与費等に係る共通経緯の町負担分であり、支出済額が五百九十四万七千円となったものであります。療養給付費負担金は広域連合で給付を行っている療養給付費に係る町負担分であり、支出済額は一億三千七百九十五万二千円余りとなったものであり、これらはいずれも広域連合に支払った負担金であり、負担金の総額が支出済額で、二億四千八百万五千円余りとなったものであります。

第三款諸支出金第二項第一目の一般会計繰出金は、前年度の療養給付費負担金の確定に伴い広域連合から返還金として返還されたものであり、支出済額は三百五十四万四千円余りを精算分として一般会計へ繰り出したものであります。

よって、二百七十四ページの歳入総額が二億六千九百六十万六千円余り、歳出総額が二億六千七百十八万八千円余りとなり、歳入歳出差引額は二百四十一万七千円余りとなったものであり、これは翌年度へ繰り越しするものであります。

以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

歳入歳出決算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから議案第五十三号を採決いたします。本案について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十四号平成二十一年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

それでは、議案第五十四号平成二十一年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件についてのご説明をいたします。

まず、三百十四ページの方をごらんいただきたいと思います。

実質収支に関する調書で説明いたしますが、金額は千円単位での説明といたします。

平成二十一年度藤崎町介護保険特別会計決算の歳入総額は十六億七百八十九万七千円となっております。歳出総額は十五億七千二百八十三万四千円で、歳入歳出差引額は三千五百六万二千元となり、実質収支額は翌年度へ繰り越すべき財源がないため、差し引き同様の三千五百六万二千元となります。平成二十一年度におきましては、全額の三千五百六万二千元を介護保険財政調整基金へ積み立てをし、今後の財政調整に充てるものであります。

それでは、二百八十八ページに戻っていただきたいと思います。歳入から順次ご説明いたします。

歳入の第一款保険料の総額の調定額二億六千五百六十万六千円に対し、収入済額二億五千五百十三万二千元の収納率は九六・〇六％となっており、対前年度に比べ〇・〇七％ほど高くなっております。現年度分だけの収納率を見ますと、九八・七四％と、対前年度に比べ、〇・一七％高くなっております。滞納額は八百二十七万六千元と、前年度に比べ若干ふえており、これ以上滞納額をふやさないためにも当課における収納とあわせ、税務課とも連携を図りながら、介護保険事業の運営に支障を来さないよう収納額の確保に努めてまいるのでございます。不納欠損額は二百十九万七千元となっており、二年の時効によるものなど、五十四件を処分したものであります。

次に、第三款の国庫支出金から収入済額とその内容を説明いたします。

国庫支出金の四億三百十六万一千円は、介護給付費等の交付基準によるもの、高齢者や所得の割合などによって交付される調整交付金等が主なものであります。

第四款支払基金交付金の四億四千百九十一万円及び二百九十ページ、第五款県支出金の二億二千七百五十三万八千元は、介護給付費等の交付基準によるものであります。

第七款繰入金の二億六千二百十万八千元は、介護給付費等の実績に基づく町負担分と職員人件費分並びに財政調整基金及び介護報酬等の改正による保険料の上昇分を補てんするために設けられた介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金であります。

二百九十二ページの第九款諸収入の五百六十九万七千元は、要支援に認定された方の介護予防サービス計画の作成料が主なものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。三百ページをお開きください。

第一款総務費総額七千六百七十二万七千円は、介護認定調査費等にかかわる経費や職員人件費等にかかわる経費が主なものであります。

三百二ページの第二款保険給付費総額十四億五千七百十九万四千円は、前年度に比べ三・二%ほどふえておりますが、平成二十一年度における介護報酬改定が主な原因であります。

三百六ページの第三款地域支援事業費の総額二千二百七万円は、介護認定までに至らなかった方や生活機能が低下していて、介護を必要となるおそれのある高齢者等に対し、介護予防事業を行う経費が主なものであります。この事業を地域包括支援センターが中心になって対象者個々の予防プランを作成し、その状況に応じて必要な援助を行い、また高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるため、あらゆる相談や問題に対応するよう努めています。

三百十ページの第四款基金積立金の四万円は、各基金へ利息を積み立てするものであります。

第五款公債費四百四十六万六千円は、青森県財政安定化基金への貸付償還金であり、二十三年度まで同額を償還するものであります。

第六款の諸支出金一千二百三十三万五千円は、第一項第二目の償還金一千二百三十万七千円の国庫支出金負担金等の超過交付分に対する返還金が主なものであります。

以上で概要の説明を終わります。

○委員長（奈良岡文英君）

歳入歳出決算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

担当課長にお伺いします。

○委員長（奈良岡文英君）

ページ数をお願いします。

○浅利直志委員

ページ数は、三百六、三百七にかかわることでございます。

包括支援事業についてでございます。認定に至らない、あるいは予防を要する人も含めてなんでしょうけれども、この包括支援事業ですね。これは実際平成二十一年度は直営でやっていたけれども、二十二年度からは委託するというふうな理解ではあるんですけども、その二十一年度の主なる取り組み、包括



支援事業として、主なる取り組み事業としてはどんなことをやりましたんでしょうか。その点についてお聞きいたします。

○委員長（奈良岡文英君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

お答えいたします。

決算書の委託料のところ項目が出てございますが、まず、通所型介護予防事業（運動器）の委託料ということで、この事業は、特定高齢者に対し、地域包括支援センターが作成する介護予防プランに基づき、運動器向上のプログラムを取り入れた介護教室を実施してございます。

その次の生活機能評価事業でございますが、健診時の際に、生活機能評価というものを実施してございまして、そのチェックをするための委託料でございます。

それから、特定高齢者実態把握事業でございますが、健診を受けた六十五歳以上の方で、基本チェックリストにおいて、うつ、物忘れ、閉じこもり等のいずれかにチェックされた方を対象に、訪問調査を行っているものでございます。

それから次の一般高齢者に対する事業でございますが、十三の委託料のところをごらんいただきたいと思います。介護予防普及啓発事業でございますが、一般高齢者を対象に、各地区で介護予防の普及事業をサロン事業の中で実施しているものでございます。

それから、地域ボランティア育成事業でございますが、一般のボランティアの育成を関係機関と連携を図りながら行っているものでございます。

それから、高齢者支援対策事業（閉じこもり予防）でございますが、現在、軽度認知症者を対象に、週一回開催しているもので、実績といたしましては、当初に比べ、状態がかなり改善されているというものでございます。

高齢者支援対策事業の認知症予防支援事業でございますが、この事業は、まみしぐほがらか教室の修了者を対象に、継続的支援を行っているものでございます。

それから、その次の高齢者支援対策事業、運動機能向上対策支援事業でございますが、常盤、藤崎両地区で一般高齢者を対象に、筋力維持と転倒予防を目的とした事業を行っているものでございます。

以上でございます。

○委員長（奈良岡文英君）

浅利委員。

○浅利直志委員

その中で、特にいわゆるうつ的な状態の解消だとか、そういうふうな状態、あるいはまた今説明もあったんですが、閉じこもりを予防するというようなこと、この事業って主に直営でというか、閉じこもり予防についてだけお聞きしますと、どんな形で業者に委託してやったのか、それとも役場の職員が教室を開くとか、そういうような形でやったのか、その辺の閉じこもり予防の事業の内容をもう少し明らかにしていただきたいと思います。

○委員長（奈良岡文英君）

福祉課長。

○福祉課長（五十嵐 晋君）

お答えします。

この事業につきましては、千栄会に委託する形をとりまして、一般高齢者を対象に月二、三回健康チェック、手芸及びレクリエーション、元気教室を両地区で実施しているものでございます。実施回数といたしましては、年間で四十四回ほど開催しているものでございます。

以上です。

○委員長（奈良岡文英君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから議案第五十四号を採決いたします。本案について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良岡文英君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後二時四十六分